



# 秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○保安林予定森林の指定通知(三六五―三六八・水と緑の森づくり課)……………	1
○都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(三六九・都市計画課)……………	2
○都市計画事業の認可の告示があった旨の公告(三七〇・都市計画課)……………	2
○農地保有合理化事業規程の変更の承認(三七一・鹿角地域振興局農林部)……………	2

## 告 示

### 秋田県告示第三百六十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 鹿角市花輪字牛沢一の五(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字牛沢一の五(次の図に示す部分に限る。)
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定める。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - 次のとおりとする。
  - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 秋田県告示第三百六十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 由利本荘市高尾字中ノ沢一七、三二の一〇、三二の一二から三二の一五まで、三二の一七、一六の一・一七の一〇・字山根八四の四(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字中ノ沢一七の一〇、一六の一・一七・三二の一〇・三二の一四・三二の一七(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定める。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
    - 期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 秋田県告示第三百六十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 由利本荘市大内三川字薬師堂九五の八、九六の七から九六の九まで、九七から一〇五まで、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の二から一〇八の八まで、一〇九の一から一〇九の三まで、字薬師沢一の一から一の四まで、二の一から二の五まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字薬師堂九五の八・九六の九・九八・九九・一〇八の二から一〇八の四まで・一〇八の八・一〇九の二・一〇九の三・字薬師沢一の三(以上一筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定める。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
    - 期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 秋田県告示第三百六十八号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 秋田市豊岩石田坂字山田沢一四の一、字館ノ沢三六、五三、五四
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年八月十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
角館都市計画道路事業三・四・九号横町線及び三・四・二号大町通線
- 二 施行者の名称  
秋田県
- 三 事務所の所在地  
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (二) 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部
- 四 事業地の所在  
取用の部分 変更なし

秋田県告示第三百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年八月十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
横手都市計画道路事業三・四・五号中央線及び三・四・六号八幡根岸線
- 二 施行者の名称  
秋田県
- 三 事務所の所在地  
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

- (二) 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部
- 四 事業地の所在  
取用の部分 横手市幸町、本町及び二葉町地内  
使用の部分 なし

秋田県告示第三百七十一号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者  
かづの農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類  
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業
- 三 変更内容  
農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴う農用地等の貸付け等の相手方に係る要件の変更等
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日  
平成二十一年八月三日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄